

## 台風第19号災害の見舞金・支援金等について

台風第19号の被害に遭われましたことに対し、心からお見舞い申し上げます。  
災害により、住宅に被害を受けた世帯に、次の支援金等が支給されます。

### 【共通】

- 申請者 災害により、居住する住宅が「半壊」の被害を受けた世帯の世帯主
- 必要書類
  - 1 申請書
  - 2 世帯主の預金通帳の写し
  - 3 災害時に住民票の登録が市外の方は、災害当時の住民票及び本市に居住していたことを確認できる書類（災害当時の公共料金の領収書など）

### 1 市災害見舞金（被災届は黄色）

災害により被災した方に対し、災害見舞金を支給することにより、被災者の自立助長と援護を図ることを目的とした制度です。

- (1) 支給額 一世帯50,000円
- (2) 申請に必要なもの 「被災届」及び、上記「必要書類」

### 2 市社会福祉協議会災害見舞金（社会福祉協議会より直接支給されます。）

災害により被災した方に対し、社会福祉協議会の住民相互のたすけあいの趣旨に基づき見舞金を支給するものです。

- (1) 支給額 一世帯5,000円
- (2) 申請に必要なもの 無し（市の提出する被災届(黄色)をもとに支給）

### 3 県義援金（申請書は被災届と同用紙）

被災により生活の基盤である住居に被害を受けた方に、県に寄せられた義援金を配分します。

#### (1) 支給額

区分	県費
一次配分	50,000円
二次配分	160,000円
三次配分	60,000円
四次配分	14,300円
五次配分	8,755円